

平成26(2014)年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：刑事法(刑事訴訟法)

平成24年11月9日午前9時25分、甲県乙市内に本拠を置く暴力団の構成員であるX(37歳で、傷害の前科が2件ある。)及びその妻A(34歳で、前科前歴はない。)は、共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成23年10月下旬ころから平成24年11月1日ころまで、乙市内にあるX方において、自動装填式拳銃1丁をこれに適合する拳銃実包6発と共に保管して所持したという、銃砲刀剣類所持等取締法違反の被疑事実で、それぞれ逮捕状により逮捕された。

上記逮捕に引き続く勾留中に、乙警察署所属の司法警察員K警部が行った取調べにおいて、Aは、上記拳銃等は自分の一存で購入し、自宅で保管していたものである旨を供述して、Xの関与を否認し、Xも、本件拳銃はAが勝手に買ったもので、自分はそんなものは返せと言っておいた旨を述べ、犯行への関与を否認していた。

K警部は、Aには拳銃等を購入する動機がないことから、Xの指示によって上記拳銃等を購入したのと考えており、膠着した状況を打開するため、平成24年11月18日午前の取調べの際に、まずXに対し、実際はAがXの犯行への関与を否定する供述を続けているにもかかわらず、「奥さん[A]は、拳銃等を、お前[X]から指示を受けて買ったと話している。」と告げて、Aへの指示を認めるよう促したが、Xは、「そんな指示はしていない。」と述べ、否認し続けた。

さらに、昼休みをはさんで同日午後も続行された取調べの際に、K警部は、Xに対し、「奥さんはお前の指示を認めている。誰も奥さんが独断で買ったとは思わない。こんなことで2人とも処罰されることはない。男らしく認めたらどうだ。もし指示されて購入したということになれば、奥さんは起訴を免れるかもしれない。」と告げたところ、病弱なAの体調を案じていたXは、その直後にAに拳銃等の購入を指示したことを認める供述を始めた。

そこで、K警部は、Aを取り調べることにして、Aに対し、XがAに拳銃等の購入を指示したことを認めており、これ以上Xをかばっても意味がない旨を告げて説得すると、AもXの指示を認めたので、直ちにその供述録取書を同日付けで作成した。K警部は、Aに供述録取書を読み聞かせ、その内容に誤りがないことを確認した後、Aに署名指印を求めたところ、Aはこれに応じ、供述録取書に署名指印を行った。

さらに、K警部は、同日夕方、AをXと交替させ、再度Xに対しAがXの指示を認めていることを告げ、その事実関係に間違いがないことを確認した上で、拳銃等の購入をAに指示したことを認めるXの供述を録取した書面を同日付けで作成した。引き続き、K警部は、Xに供述録取書を読み聞かせ、その内容に誤りがないことを確認した後、Xに署名指印を求めたところ、Xはこれに応じ、供述録取書に署名指印を行った。

Xは、勾留期間の延長を経て、同月30日、上記逮捕の被疑事実と同じ銃砲刀剣類所持等取締法違反の公訴事実で、甲地方裁判所に公訴を提起された。その後、Xは、Aに拳銃等の購入を指示したことを否認する姿勢に転じた。

Xに対する上記銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件は、裁判所の決定により、公判前整理手続に付され、担当の甲地方検察庁所属の検察官P検事は、同手続の中で、本件についてXがAと共謀したことを立証するため、Xの上記供述録取書(平成24年11月18日付け)の証拠調べの請求をした。これに対し、Xの弁護士Dは、不同意とする旨を述べた。

Xの上記供述録取書(平成24年11月18日付け)の証拠能力について論じなさい。